農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報の提供） **第二十一条の二**　（略） 2～9　（略） 10　前項の規定により電磁的方法による提供を行おうとする第三項の組合又は共済代理店は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。 一　（略） 二　あらかじめ、共済契約者又は被共済者に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。 イ　（略） ロ　当該組合又は当該共済代理店に対し、当該共済契約者又は当該被共済者が第三項第五号、第六号及び第九号に規定する書面の交付を請求することができる旨 11・12　（略） （資産の部の区分） **第九十五条**　（略） 2　（略） 3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　（略） 二　次に掲げる資産　有形固定資産 イ～ヘ　（略） ト　使用権資産（借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する組合をいう。第百三十一条の二第一項第一号において同じ。）が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）（対応する原資産がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。） チ・リ　（略） 三　次に掲げる資産　無形固定資産 イ～ト　（略） チ　使用権資産（対応する原資産がロからトまで及びリに掲げるものである場合に限る。） リ　（略） 四　次に掲げる資産　外部出資その他の資産 イ～ホ　（略） ヘ　使用権資産（対応する原資産がトに掲げるものである場合に限る。） ト　（略） 五　（略）	（情報の提供） **第二十一条の二**　（略） 2～9　（略） 10　前項の規定により電磁的方法による提供を行おうとする第三項の組合又は共済代理店は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。 一　（略） 二　あらかじめ、共済契約者又は被共済者に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。 イ　（略） ロ　当該組合又は当該共済代理店に対し、当該共済契約者又は当該被共済者が第三項第五号、第六号及び第九号の規定にする書面の交付を請求することができる旨 11・12　（略） （資産の部の区分） **第九十五条**　（略） 2　（略） 3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　（略） 二　次に掲げる資産　有形固定資産 イ～ヘ　（略） ト　リース資産（当該組合がファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、リース物件（リース契約により使用する物件をいう。以下この項において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。） チ・リ　（略） 三　次に掲げる資産　無形固定資産 イ～ト　（略） チ　リース資産（当該組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからトまで及びリに掲げるものである場合に限る。） リ　（略） 四　次に掲げる資産　外部出資その他の資産 イ～ホ　（略） （新設） ヘ　（略） 五　（略）